

| 科 目 名 | 学 年 | 単 位 | 授 業 時 間 | 科 目 区 分 | 授 業 形 态 | 学 修 单 位 |
|---------|-----|-----|----------|---------|---------|---------|
| 法学: Law | 4SC | 2 | 100分×30回 | 必修 | 講義・通年 | ○ |

教 員 名 山本 光英: YAMAMOTO Mitsuhide

| | |
|------|---|
| 授業概要 | 法学の基本的事項を理解し、現代社会の諸問題を概観するとともに、刑事裁判の基本的な諸原則を理解することを通じて、現代の人権保障のための制度および司法制度を理解する。 |
| | |

| 到達目標 | 評価方法 |
|---|---------------------|
| (1)我が国の法制度を理解する。 (2)現代社会の諸問題を理解する。 (3)裁判の基本原則を理解する。 | 年4回の筆記試験の成績を総合評価する。 |

| 学習・教育目標 | | (F)(3)(4) | JABEE基準1(2) | (a) | | |
|---------|-----|------------|---------------------------------|-----|------------------|---------------------------|
| 授業計画 | 回 | 項目 | 内 容 | 回 | 項目 | 内 容 |
| | 第1 | 法とは何か | シラバスの説明、法規範とその他の社会規範との違い | 第16 | 現代の犯罪(1) | 規範とは何か① |
| | 第2 | 法の発展 | 実定法と自然法、法秩序の体系 | 第17 | 現代の犯罪(2) | 規範とは何か② |
| | 第3 | 法と裁判 | 裁判制度、裁判の関与者、裁判所の種類と管轄、刑事裁判と民事裁判 | 第18 | 現代の犯罪(3) | 現代の少年犯罪 |
| | 第4 | 裁判の基準 | 法源、制定法、慣習法、判例法、条理 | 第19 | 現代の犯罪(4) | 交通事故と危険運転致死傷罪 |
| | 第5 | 近代国家と憲法(1) | 近代憲法の原理、明治憲法の特色 | 第20 | 裁判員制度(1) | 裁判員制度と陪審制・参審制 |
| | 第6 | 近代国家と憲法(2) | 現行憲法の成立と基本原則 | 第21 | 裁判員制度(2) | 裁判員制度の問題点 |
| | 第7 | 中間まとめ | 前期の中間まとめとして試験を実施する。 | 第22 | 中間まとめ | 後期の中間まとめとして試験を実施する。 |
| | 第8 | 犯罪と刑罰(1) | 犯罪とは何か、刑罰の種類 | 第23 | 刑事手続きの流れ(1) | 刑事手続きの流れの概要 |
| | 第9 | 犯罪と刑罰(2) | 罪刑法定主義と派生原則 | 第24 | 刑事手続きの流れ(2) | 公判(冒頭手続き、証拠調べ、判決) |
| | 第10 | 犯罪の成立要件(1) | 行為と因果関係 | 第25 | 刑事手続きにおける人権保障(1) | 憲法における人権保障、令状主義 |
| | 第11 | 犯罪の成立要件(2) | 違法性と違法性阻却事由 | 第26 | 刑事手続きにおける人権保障(2) | 捜査の端緒、逮捕、勾留 |
| | 第12 | 犯罪の成立要件(3) | 有責性、責任能力、原因において自由な行為 | 第27 | 公判の基本原則(1) | 無罪の推定、挙証責任、証明の程度 |
| | 第13 | 犯罪の成立要件(4) | 故意と過失 | 第28 | 公判の基本原則(2) | 黙秘権と自白法則 |
| | 第14 | 犯罪の成立要件(5) | 既遂と未遂、その特殊事例 | 第29 | 公判の基本原則(3) | 補強法則 |
| | 第15 | まとめ | 前期のまとめを行う。 | 第30 | まとめ | 全体の学習事項のまとめと授業評価アンケートを行う。 |

| | |
|----------|--|
| 自学自習の内容 | 六法全書に目を通すこと。 |
| 関連科目 | 現代社会 |
| 教科書 | 末川博編『法学入門』第5版補訂第2版(有斐閣双書)、石川明ほか『法学六法 2011年度版』(信山社) |
| 参考書 | |
| 授業評価・理解度 | 最終回に授業評価アンケートを行う。 |
| 副担当教員 | 山下 祐志 |
| 備考 | |